



札幌市告示第 6313 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 14 日

札幌市長 秋元克



記

1 指定管理者の名称

株式会社東急コミュニケーションズ

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

別紙のとおり

3 管理を行わせる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

(1) 退去に関する業務

(2) 施設・設備等の修繕（随時修繕、緊急修繕及び空き住宅修繕）に関する業務

(3) 施設・設備等の保守点検（日常点検及び法定点検）に関する業務

(4) 施設・設備等の整備に関する業務

(5) 上記に掲げる業務に付随する業務

別表3 豊平区、清田区及び南区

名 称	位 置	指定管理者
中 の 島 団 地	札幌市豊平区中の島1条6丁目、中の島1条7丁目	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
豊 平 4 条 団 地	札幌市豊平区豊平4条13丁目	株式会社東急コミュニケーションズ
美 園 团 地	札幌市豊平区美園7条8丁目	代表取締役 木村昌平
月 寒 团 地	札幌市豊平区月寒東1条5丁目、月寒東1条6丁目、月寒東1条7丁目、月寒東1条9丁目、月寒東1条10丁目、月寒東1条11丁目、月寒東2条7丁目、月寒東2条9丁目、月寒東2条10丁目、月寒東3条5丁目	
西 岡 团 地	札幌市豊平区西岡3条1丁目、西岡3条2丁目	
豊 平 橋 南 团 地	札幌市豊平区豊平5条2丁目	
新 木 の 花 团 地	札幌市豊平区平岸2条4丁目	
シビルコート豊平	札幌市豊平区豊平1条5丁目	
清 田 团 地	札幌市清田区清田2条2丁目、清田4条2丁目	
北 野 团 地	札幌市清田区北野6条4丁目	
里 塚 团 地	札幌市清田区里塚1条4丁目	
平 岡 3 条 团 地	札幌市清田区平岡3条3丁目	
平 岡 南 团 地	札幌市清田区平岡1条6丁目	
美 し が 丘 团 地	札幌市清田区美しが丘4条6丁目	
プレミール北野	札幌市清田区北野1条2丁目	
フォレスト清田	札幌市清田区清田1条3丁目	
フ ア ン 平 岡	札幌市清田区平岡2条2丁目	

真駒内団地	札幌市南区真駒内本町5丁目、真駒内本町6丁目
藤野団地	札幌市南区藤野4条5丁目
中ノ沢団地	札幌市南区中ノ沢1丁目
川沿団地	札幌市南区川沿15条2丁目
南34条団地	札幌市南区南34条西9丁目
真駒内本町団地	札幌市南区真駒内本町3丁目